



認定こども園くるみ 雪中運動会 2/9

- 「キッズスクエア ちっくる」オープンします！
- 家賃と引越し費用を助成します
- 児童等に関する各種手当制度のお知らせ
- 農委だより



こども屋内遊戯場
キッズスクエア

ちつくる



4月1日(土) 午前9時オープン

たくさんのご来場お待ちしております

入場
無料



◆オープンスケジュール

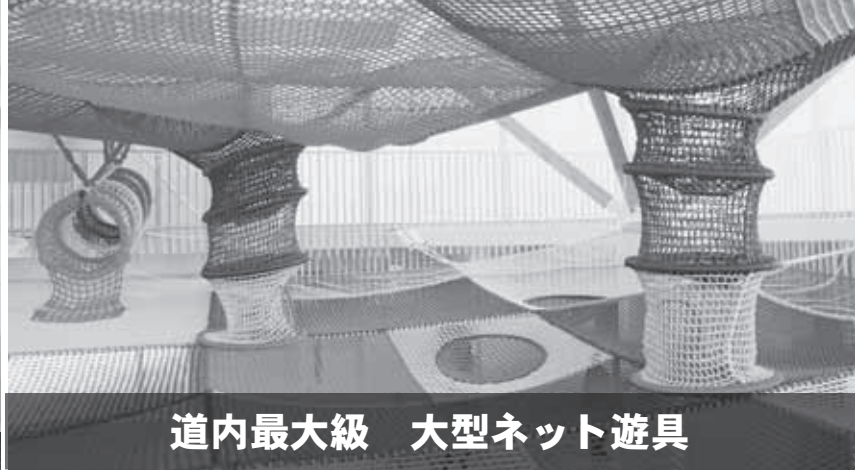
- 3/30 オープンセレモニー 10:00 ~
プレオープン (対象: こども園児童・町内小学生)
- 3/31 内覧会 9:00 ~ (対象: 近郊保育所・学校の先生)

◆入場制限について

安全に遊んでいただくため、オープン初日など混雑する場合は、入場制限させていただく場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。



クライミングウォール



道内最大級 大型ネット遊具



1階運動スペース広場は、広々とした空間で走り回ることができ、幼児コーナーや、コンビネーション遊具等を配置しています。

上部には2層の大型ネット遊具が設置され、空中での上下移動や、空中散歩感覚が楽しめる空間が広がります。

また、クライミングウォールや、4mの高さから滑り降りるチューブスライダーも魅力の一つです。

年齢に応じた「遊び」を通して、全身を思い切り動かし、人と関わり、家族の愛情や絆を感じながら、「生きる力」を育むことができる健全な成長空間です。



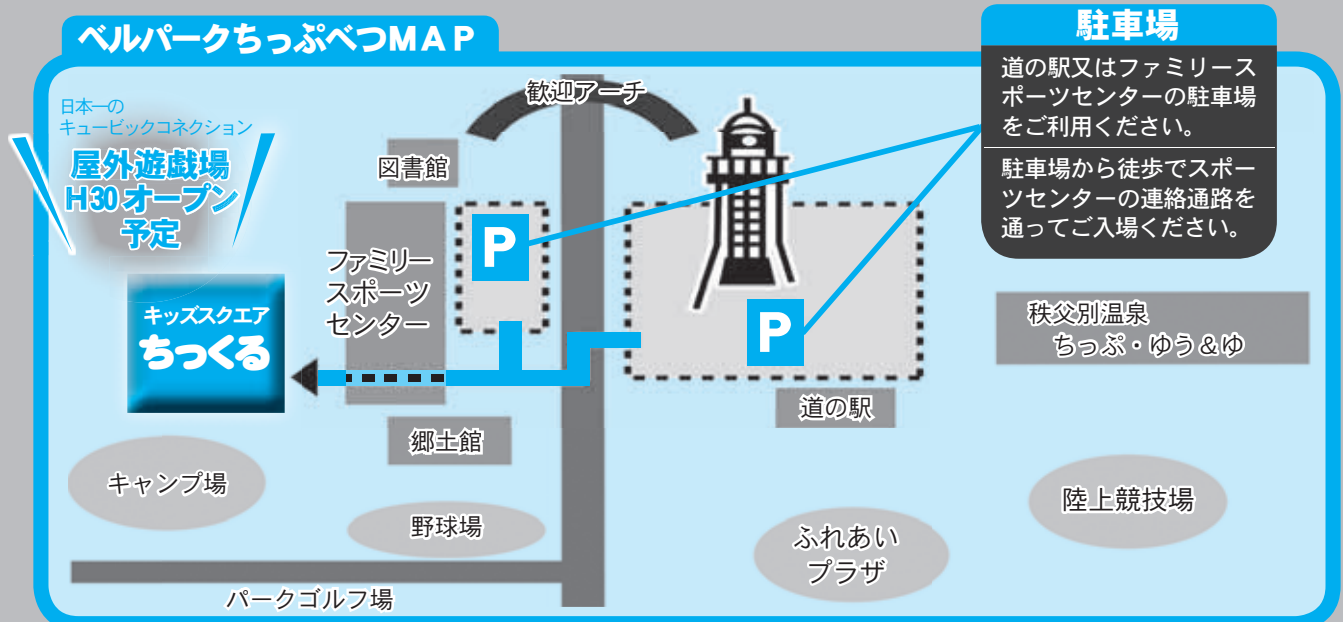
チューブスライダー



開 場：午前 9 時から午後 5 時まで
(7月から8月は午後6時まで)

休場日：毎月第4月曜日(祝祭日の場合は翌日)
年末年始(12/30～1/6)

新公園名称 「ベルパークちっぷべつ」【平成29年4月1日から】



平成29年4月スタート

家賃と引越し費用を助成します

新規事業

家賃助成

	新婚世帯・子育て支援家賃助成	町内就業者定住促進家賃助成
助成対象世帯	新婚世帯 婚姻後3年未満で夫婦の合計年齢が満80歳未満の世帯 子育て世帯 高校生以下のお子さんを養育している世帯	町内の民間事業所に通年雇用されている常勤職員の方（新規採用者、町内での新規開業者を含む）で、平成28年10月1日以降に町外から転入し賃貸住宅に居住する世帯
助成額	家賃の自己負担額（家賃一住宅手当）が25,000円を超えるとき、25,000円を超えた額を助成します。ただし、月額25,000円が助成上限です。	世帯の所得により家賃の自己負担額（家賃一住宅手当）が10,000円、又は12,000円になるように差額を助成します。ただし、月額25,000円が助成上限です。
特例措置	次の世帯は、家賃の自己負担額が20,000円を超えるとき、20,000円を超えた額を助成します。ただし、いずれの場合も月額25,000円が助成上限です。 <ul style="list-style-type: none"> 平成28年10月1日以降に町外から転入した世帯（12ヶ月間に限る） 高校生以下のお子さんを3人以上養育している世帯 	—
助成期間	申請日の属する月から助成対象世帯の要件を満たさなくなった日の属する月まで（最長 平成29年4月分から平成31年3月分まで）	
対象住宅	民間賃貸住宅（アパート、戸建て借家等）、公的賃貸住宅（町営住宅等） ただし、2親等以内の親族が所有する住宅での賃貸は助成対象外です。	

※同時に二種類の家賃助成を受給することはできません。また、共益費・駐車場代等は家賃助成の対象外です。
※助成金の支払いは、8月・12月・4月の年3回です。

引越し費用助成（新婚世帯・子育て支援）

助成対象世帯	平成28年10月1日以降に町外から転入し3年以上定住する意思がある次の世帯 新婚世帯 婚姻後3年未満で夫婦の合計年齢が満80歳未満の世帯 子育て世帯 高校生以下のお子さんを養育している世帯
助成額	新婚世帯 定額20万円 子育て世帯 定額20万円（高校生以下のお子さんが3人以上の場合は定額30万円） ただし、勤務先から移転料が支給される場合は、移転料を控除した額を助成します。 ※3年未満で転出した場合は、助成金を返還していただきます。
助成期間	平成29年4月から平成31年3月まで（1回限り）
申請期限	住民票の異動日から30日以内 平成28年10月1日から平成29年3月31日の間に転入した世帯は平成29年4月28日まで
対象住宅	民間賃貸住宅、公的賃貸住宅、持家のほか、実家への転入も助成対象です。

※町に納める町税、保険料、家賃、水道料等に滞納のある世帯は、いずれの助成金も受けることができません。

【助成金の申請手続き等】 平成29年4月3日（月）以降、役場建設課で申請手続きをしてください。

【提出書類（建設課備付け）】 補助金等交付申請書、調査承諾書、その他必要と認める書類

問い合わせ 役場建設課建設グループ 電話 33-2111（内線93）

児童等に関する各種手当制度のお知らせ

児童手当

児童を養育している方に手当を支給し、家庭における生活の安定と、児童の健全な育成及び資質の向上を図ることを目的とした制度です。

○支給対象

0歳から15歳に達する日以降最初の3月31日まで（中学校修了前）の子を養育し、日本国内に住所を有する方に支給されます。所得制限以上の方は特例給付となります。

○支給方法・時期

受給者名義の口座へ2月・6月・10月にそれぞれ前月分までを振り込みます。

○支給額（月額）

区分	手当
3歳未満	15,000円
3歳以上 小学校終了前	10,000円 (第3子以降15,000円)
中学生	10,000円
特例給付	5,000円

児童扶養手当

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

○支給対象

次のいずれかに該当する18歳未満の児童を養育する方や、父母に代わってその児童を養育している方に支給されます。ただし、所得制限により手当額の一部もしくは全部が支給停止される場合があります。

- ★父母が離婚した子
- ★父又は母が一定の障害の状態にある子
- ★父又は母が1年以上遺棄している子
- ★父又は母が1年以上拘禁されている子
- ★棄児などで、父母とも不明な子
- ★父又は母が死亡した子
- ★父又は母が生死不明の子
- ★父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた子
- ★父母の婚姻によらないで生まれた子

○支給額（月額） 全部支給42,290円 一部支給42,280円～9,980円（所得により異なります）

○支給方法・時期 受給者名義の口座へ4月・8月・12月にそれぞれ前月分までを振り込みます。

特別児童扶養手当

知的障がい又は身体障がいのある児童の福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

○支給対象

知的障がい又は身体障がいのある20歳未満の児童を養育している父母や、父母に代わってその児童を養育している方に支給されます。ただし、次のいずれかに該当する場合や、所得が一定額以上の場合には支給されません。

- ▲対象児童が障害年金を受けられることができるとき
- ▲対象児童が児童福祉施設等に入所しているとき

○支給額（月額）

障がい程度1級 51,450円・2級 34,270円

○支給方法・時期

受給者名義の口座へ4月・8月・11月にそれぞれ前月分までを振り込みます。（11月は当月分を含む。）

障害児福祉手当

特別障害者手当

重度障がいを有する方に対し、障がいのため必要となる特別な負担の軽減や、福祉の向上を図ることを目的とした制度です。

○支給対象

知的障がい又は身体障がいがあるために、日常生活において常に介護を必要とする在宅障がい者に支給されます。なお、対象者の年齢により手当の名称が異なります。

○支給方法・時期

受給者名義の口座へ2月・5月・8月・11月にそれぞれ前月分までを振り込みます。

○支給額（月額）

区分	手当
障害児福祉手当(20歳未満)	14,580円
特別障害者手当(20歳以上)	26,810円